

基安発 0521 第 1 号  
令和元年 5 月 21 日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



東京電力福島第一原子力発電所における外国人労働者に対する  
労働安全衛生の確保の徹底について

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）については、平成 30 年 12 月 14 日に公布され、一部の規定を除き平成 31 年 4 月 1 日から施行されたところです。

こうした状況も踏まえ、厚生労働省では、外国人労働者に対する必要な安全衛生教育及び研修の推進を図るため、「安全衛生教育等推進要綱」を平成 31 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 28 号「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」（以下「基発 0328 第 28 号」という。）により改正しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の構内における放射線業務及び各種工事については、平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、作業に従事する労働者の安全と健康を確保するため、東京電力の第一義的な責任の下に、東京電力本社、福島第一廃炉推進カンパニー、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築すること等を求めています。

ついては、東京電力が発注する発電所構内外の各業務における安全衛生教育等推進要綱に基づく事項の実施の確保をお願いします。

特に、発電所構内で行われる放射線業務及び各種工事並びに東京電力が発注する発電所構外で行われる除染等業務及び特定線量下業務について、特定技能 1 号又は 2 号の在留資格の認定を受けた外国人労働者（以下「特定技能外国人労働者」という。）が従事する場合には、日本語や我が国の労働習慣に不慣れな労働者に対する安全衛生管理体制を確立する必要があること、放射線に関する専門的知識がない労働者が作業することに起因した労働災害、健康障害が発生するおそれがあること等の課題が想定されるため、下記の事項の確実な実施が担

保されることが大前提です。

このような状況において、特定技能外国人労働者を発電所構内外の放射線業務等に従事させることについては、極めて慎重な検討を行うとともに、検討結果を当職まで報告するようお願いします。

## 記

### 第1 東京電力が実施すべき事項

#### 1 発電所構内で行われる放射線業務及び各種工事

##### (1) 安全衛生管理体制の確立

ガイドライン第3の1に掲げる事項を実施すること。

特に、ガイドライン第3の1の(4)の安全衛生協議組織においては、特定技能外国人労働者に係る安全衛生管理を協議事項とすること。

##### (2) リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の実施等

ガイドライン第4に掲げる事項を実施すること。

特に、リスクアセスメントに当たっては、安全衛生教育等推進要綱の5の(5)のイを踏まえて実施し、又は元方事業者及び関係請負人による実施を支援すること。

さらに、安全衛生教育の実施に当たっては、特定技能外国人労働者が放射線に関する専門的知識がなく、日本語能力についてもある程度の日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準であることを想定し、安全衛生教育等推進要綱の5の(5)のロからニまでを踏まえた教育教材を入手又は作成すること。なお、基発0328第28号の2の⑥において、留意事項を記載しているので参照すること。

##### (3) 被ばく線量管理

ガイドライン第5の1に掲げる事項を実施すること。

##### (4) 工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施

ガイドライン第6に掲げる事項を実施すること。

##### (5) 健康管理対策等

ガイドライン第7に掲げる事項を実施すること。

#### 2 東京電力が発注する発電所構外で行われる除染等業務及び特定線量下業務

##### (1) 事業者が、安全衛生教育等推進要綱の5の(5)のイからホまでに掲げる事項を実施できるよう、教材の入手又は作成を行うなど、必要な支援を行

- うこと。
- (2) 1の(3)から(5)までに準じて対応すること。

## 第2 元方事業者が実施すべき事項

- 1 発電所構内で行われる放射線業務及び各種工事
  - (1) 安全衛生管理体制の確立  
ガイドライン第3の2に掲げる事項を実施すること。  
特に、ガイドライン第3の1の(4)の安全衛生協議組織において、特定技能外国人労働者に係る事項を別途協議すること。
  - (2) リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の実施等  
ガイドライン第4に掲げる事項を実施すること。  
特に、リスクアセスメントに当たっては、安全衛生教育等推進要綱の5の(5)のイを踏まえて実施すること。
  - (3) 被ばく線量管理  
ガイドライン第5の2に掲げる事項を実施すること。
- 2 東京電力が発注する発電所構外で行われる除染等業務及び特定線量下業務  
関係請負人が、安全衛生教育等推進要綱の5の(5)のイからホまでに掲げる事項を実施するよう、必要な指導を行うこと。

## 第3 特定技能外国人を受け入れる事業者が実施すべき事項

- 1 発電所構内で行われる放射線業務及び各種工事
  - (1) 安全衛生管理体制の確立  
ガイドライン第3の1の(4)の安全衛生協議組織において、特定技能外国人労働者に係る事項を別途協議すること。
  - (2) リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の実施等  
安全衛生教育等推進要綱の5の(5)のイからホまでに掲げる事項を実施すること。
- 2 東京電力が発注する発電所構外で行われる除染等業務及び特定線量下業務  
安全衛生教育等推進要綱の5の(5)のイからホまでに掲げる事項を実施すること。